

平成 29 年度

行政監査結果報告書

「市が関与する任意団体の事務管理について」

平成 30 年 2 月

いわき市監査委員

29 監 第 34 号

平成 30 年 2 月 27 日

いわき市議会議長 菅波 健 様
いわき市長 清水 敏男 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 佐 藤 和 良
同 赤 津 一 夫

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、平成 29 年 11 月 11 日に木村清監査委員が退任し、同月 17 日に小野益生監査委員が就任しました。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査実施期間	1
6	監査の方法	1
	(1) 主な監査の着眼点	1
	(2) 主な監査手続	2
第2	監査の結果	9
1	調査票による検証	9
2	抽出団体の事務の執行状況	20
	No.1 いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会	21
	No.2 いわき市納税貯蓄組合連合会	23
	No.3 いわき市・北茨城市・高萩市広域観光行政連絡協議会	25
	No.4 いわき市交通安全対策協議会	27
	No.5 いわき市保健委員会連合会	30
	No.6 いわき市農業生産振興協議会	32
	No.7 福島県小名浜港利用促進協議会	35
	No.8 一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会	37
	No.9 福島県消防協会いわき支部	39
	No.10 藤原川水系河川改良促進期成同盟会	42
3	むすび	44

[凡例]

- ※ 比率 (%) で表示したものは、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、構成比については、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2 監査のテーマ

「市が関与する任意団体の事務管理について」

3 監査の目的

市から補助金等の交付を受けている任意団体の一部には、交付事務を担当している部課等に当該団体の事務局が置かれ、職員が事務局員を兼ねてこれらの事務を執行しているケースが存在する。

これらの任意団体については、市とは別の組織であるため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、任意団体独自の運営が行われている。

しかしながら、市が多くの任意団体に補助金、負担金を交付しており、市職員が任意団体の会計事務等に従事していることから、任意団体においても、市の取扱いに準じた適正な事務に努める必要がある。

任意団体における適正な事務執行を促進し、事件事故を未然に防止する観点から、団体事務の執行体制や管理体制がどのように機能しているかなどについて検証するものとする。

4 監査の対象

平成28年度において、市から補助金等の交付を受けている団体のうち、所管部課等に事務局がある160団体（3頁「市が事務局を担当する任意団体一覧」のとおり。）の中から、下記の要件のいずれにも該当しない47団体（8頁「監査対象団体一覧」のとおり。）を対象とした。

※ 監査対象から除いた要件

- (1) 単年度で終結する事業など継続性のないもの（イベントの事業費補助等）
- (2) 支所等における下部組織（地区ごとの支部、方部会等）
- (3) 構成員（受益者）が市職員のみのももの（いわき市職員共助会）

5 監査実施期間

平成29年9月19日から平成30年2月15日まで

6 監査の方法

(1) 主な監査の着眼点

① 任意団体における事務執行状況について

- ・ 団体の設置目的は何か。また、所管部課等が、団体の事務を取扱う根拠・理由は明確になっているか。

- ・ 事務処理及び決裁権限等を定めた規程等は整備されているか。
- ② 補助金関連事務及び団体の会計事務等の執行状況について（抽出による試査）
 - ・ 市と団体との予算経理は混在していないか。また、そのチェック体制は確立されているか。
 - ・ 補助金交付については、補助金交付要綱は整備されているか。
 - ・ 補助金の申請及び交付事務において、相互牽制が機能する体制となっているか。
 - ・ 予算の経理、出納事務及び現金、預金（通帳・印鑑等含む）の管理は適切に行われているか。
 - ・ 団体所有の備品等は、適正に管理されているか。

(2) 主な監査手続

① 予備調査

監査対象団体を把握するため、全部課等に対して、市から補助金等を受けており、市が事務局を担当している団体について照会した。

② 調査票による現状把握

上記着眼点に基づき、共通の質問について調査票を作成し、47団体の所管部課等に対して回答を求めた。

③ 抽出団体への質問、関係書類の閲覧

調査票の回答をもとに、抽出条件により抽出された団体に対し、会計事務等の執行状況について、提出を求めた関係諸帳簿等により調査を行うとともに、必要に応じ関係職員への聴取を実施した。

市が事務局を担当する任意団体一覧

(単位：円)

No.	団体名	平成28年度補助・負担金交付額	所管部課等名		
1	いわき市統計調査員協議会	540,000	総合政策部	政策企画課	
2	いわき市行政嘱託員(区長) 連合協議会	3,240,000		ふるさと発信課	
3	いわき市職員共助会	10,898,695	総務部	職員課	
4	いわき市納税貯蓄組合連合会	2,000,000	財政部	税務課	
5	いわき市納税貯蓄組合連合会小名浜方部会	133,400		小名浜税務事務所	
6	いわき市納税貯蓄組合連合会勿来方部会	92,500		勿来税務事務所	
7	いわき市納税貯蓄組合連合会常磐方部会	53,700		常磐税務事務所	
8	いわき市納税貯蓄組合連合会内郷方部会	43,700		内郷税務事務所	
9	いわき市納税貯蓄組合連合会四倉方部会	90,100		四倉税務事務所	
10	広域都市問題連絡協議会	85,000		財政課	
11	吉野せい賞運営委員会	1,000,000	文化スポーツ室・観光交流室	文化振興課	
12	いわき市民美術展覧会運営委員会	1,800,000		美術館	
13	いわきサンシャインマラソン実行委員会	15,000,000		スポーツ振興課	
14	いわき市U15野球ワールドカップ推進委員会	25,761,000		スポーツ振興課	
15	いわき市プロ野球開催支援委員会	1,000,000		スポーツ振興課	
16	いわき市体育協会	22,952,920		スポーツ振興課	
17	いわき市スポーツ少年団本部	409,000		スポーツ振興課	
18	いわき市スポーツ推進委員会	333,000		スポーツ振興課	
19	平成29年度全国高等学校総合体育大会いわき市実行委員会	340,000		スポーツ振興課	
20	いわき市・北茨城市・高萩市広域観光行政連絡協議会	150,000		観光交流課	
21	うつくしま浜街道観光推進会議	1,198,000		観光交流課	
22	公益財団法人いわき市国際交流協会	3,354,000		観光交流課	
23	いわきサンシャイン博実行委員会	100,000,000		観光事業課	
24	映画「超高速！参勤交代リターンズ」を応援する会	13,000,000		観光事業課	
25	市制施行50周年記念事業「いわきを繋ぐプロジェクト ショッピング」実行委員会	7,901,888		観光事業課	
26	いわき市交通安全対策協議会	18,497,000		市民協働部	市民生活課
27	いわき市交通安全母の会連合会	1,350,000			市民生活課
28	いわき市民生児童委員協議会	1,800,000		保健福祉部	保健福祉課
29	平地区保健委員会	2,210,000			保健所総務課
30	保健委員会連合会	837,500	保健所総務課		
31	いわき市畜産団体連絡協議会	400,000	農林水産部	農業振興課	
32	いわき市農業生産振興協議会	14,479,000		農業振興課	
33	いわき地区広域営農団地農道整備促進期成同盟会	405,000		農地課	
34	いわき市財産区議会管理会連絡協議会	123,000		林務課	
35	いわき市技能職団体連絡協議会	900,000	産業振興部	商業労政課	

市が事務局を担当する任意団体一覧

(単位：円)

No.	団体名	平成28年度補助・負担金交付額	所管部課等名	
36	福島県小名浜港利用促進協議会	7,200,000	産業振興部	工業・港湾課
37	小名浜港整備促進期成同盟会	1,250,000		工業・港湾課
38	いわき小名浜みなとオアシス連絡協議会	595,000		工業・港湾課
39	熊本地震被災地支援競輪いわき市市政施行50周年記念「いわき平競輪開設66周年記念」いわき金杯争奪戦(GⅢ)運営協議会	1,438,967		公営競技事務所事業課
40	主要地方道いわき上三坂小野線改良促進期成同盟会	150,000	土木部	土木課
41	主要地方道いわき石川線整備促進期成同盟会	127,000		土木課
42	国道399号(いわき福島南陽間)改良整備促進期成同盟会	255,000		土木課
43	福島県浜通り地区国道協議会	197,100		土木課
44	一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会	1,200,000		土木課
45	高規格道路整備促進期成同盟会	300,000		土木課
46	県道豊間四倉線改良整備促進期成同盟会	90,000		土木課
47	夏井川水系河川改良促進期成同盟会	135,000		河川課
48	公益財団法人いわき市潮学生寮	9,430,000		教育委員会事務局
49	いわき市青少年育成市民会議	2,712,539	生涯学習課	
50	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会	392,575	中央公民館	
51	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 平支部	64,415	中央公民館	
52	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 豊間支部	39,660	豊間公民館	
53	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 高久支部	38,470	高久公民館	
54	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 夏井支部	86,810	夏井公民館	
55	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 草野支部	75,710	草野公民館	
56	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 赤井支部	41,280	赤井公民館	
57	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 飯野支部	69,900	飯野公民館	
58	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 中央台支部	86,110	中央台公民館	
59	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 平窪支部	85,890	平窪公民館	
60	いわき市青少年育成市民会議平地区推進協議会 神谷支部	84,330	神谷公民館	
61	いわき市青少年育成市民会議小名浜地区推進協議会	306,967	小名浜公民館	
62	いわき市青少年育成市民会議小名浜地区推進協議会 小名浜支部	33,000	小名浜公民館	
63	いわき市青少年育成市民会議小名浜地区推進協議会 江名支部	33,000	江名公民館	
64	いわき市青少年育成市民会議小名浜地区推進協議会 泉支部	33,000	泉公民館	
65	いわき市青少年育成市民会議小名浜地区推進協議会 鹿島支部	33,000	鹿島公民館	
66	いわき市青少年育成市民会議小名浜地区推進協議会 渡辺支部	33,000	渡辺公民館	
67	いわき市青少年育成市民会議勿来地区推進協議会	198,136	植田公民館	
68	いわき市青少年育成市民会議勿来地区推進協議会 植田支部	35,000	植田公民館	
69	いわき市青少年育成市民会議勿来地区推進協議会 錦支部	35,000	錦公民館	
70	いわき市青少年育成市民会議勿来地区推進協議会 勿来支部	35,000	勿来公民館	

市が事務局を担当する任意団体一覧

(単位：円)

No.	団体名	平成28年度補助・負担金交付額	所管部課等名	
71	いわき市青少年育成市民会議勿来地区推進協議会 山田支部	35,000	教育委員会事務局	山田公民館
72	いわき市青少年育成市民会議田人地区推進協議会	48,209		田人公民館
73	いわき市青少年育成市民会議常磐地区推進協議会	157,154		常磐公民館
74	いわき市青少年育成市民会議常磐地区推進協議会 磐崎支部	25,000		磐崎公民館
75	いわき市青少年育成市民会議常磐地区推進協議会 藤原支部	25,000		藤原公民館
76	いわき市青少年育成市民会議遠野地区推進協議会	57,544		上遠野公民館
77	いわき市青少年育成市民会議内郷地区推進協議会	138,256		内郷公民館
78	いわき市青少年育成市民会議内郷地区推進協議会 高坂支部	100,000		内郷公民館
79	いわき市青少年育成市民会議内郷地区推進協議会 宮支部	80,000		内郷公民館
80	いわき市青少年育成市民会議内郷地区推進協議会 白水支部	70,000		内郷公民館
81	いわき市青少年育成市民会議好間地区推進協議会	89,647		好間公民館
82	いわき市青少年育成市民会議三和地区推進協議会	51,738		三和公民館
83	いわき市青少年育成市民会議四倉地区推進協議会	87,370		四倉公民館
84	いわき市青少年育成市民会議小川地区推進協議会	62,553		小川公民館
85	いわき市青少年育成市民会議川前地区推進協議会	46,729		川前公民館
86	いわき市青少年育成市民会議久之浜・大久地区推進協議会	63,122		久之浜公民館
87	福島県消防協会いわき支部	18,072,000	消防本部	総務課
88	いわき市消防団ラッパ隊	150,000		総務課
89	福島県消防学校校友会いわき市消防団支部	300,000		総務課
90	いわき市はしご乗り行事保存会	300,000		総務課
91	土地改良区等利害関係者連絡協議会	70,000	水道局	浄水課
92	小名浜地区行政嘱託員（区長）連合会	361,000	小名浜支所	市民課
93	小名浜地区交通安全対策協議会	432,700		市民課
94	いわき市交通安全母の会小名浜方部会	130,000		市民課
95	小名浜地区保健委員会	1,786,000		市民課
96	勿来地区行政嘱託員（区長）連合会	369,000	勿来支所	市民課
97	勿来地区交通安全対策協議会	301,900		市民課
98	いわき市交通安全母の会連合会勿来方部会	110,000		市民課
99	勿来地区保健委員会	1,291,174		市民課
100	いわき市勿来地区いのちを救う愛の献血市民運動推進協議会	20,000		市民課
101	鮫川水系河川改修促進協議会	135,000		経済土木課
102	常磐地区行政嘱託員会	271,000	常磐支所	市民課
103	常磐地区交通安全対策協議会	236,600		市民課
104	常磐地区交通安全母の会	80,000		市民課
105	常磐地区保健委員会	968,000		市民課

市が事務局を担当する任意団体一覧

(単位：円)

No.	団体名	平成28年度補助・負担金交付額	所管部課等名	
106	藤原川水系河川改良促進期成同盟会	135,000	常磐支所	経済土木課
107	内郷地区行政嘱託員(行政区長)連絡協議会	228,000	内郷支所	総務係
108	内郷地区交通安全対策協議会	206,700		総務係
109	交通安全母の会内郷方部会	20,000		総務係
110	内郷地区保健委員会	869,000		総務係
111	四倉地区行政嘱託員(区長)協議会	195,000	四倉支所	市民課
112	四倉地区交通安全対策協議会	146,400		市民課
113	四倉・久之浜大久方部交通安全母の会	80,000		市民課
114	四倉地区保健委員会	543,000		市民課
115	四倉地区防犯協会	86,000		市民課
116	仁井田川水系河川改良促進期成同盟会	135,000		経済土木課
117	遠野地区行政嘱託員(区長)協議会	109,000	遠野支所	市民福祉係
118	遠野地区交通安全対策協議会	111,400		市民福祉係
119	遠野地区保健委員会	365,000		市民福祉係
120	いわき市納税貯蓄組合連合会遠野方部会	51,600		市民福祉係
121	遠野地区民生児童委員協議会	127,740		市民福祉係
122	遠野町防犯協会	60,000		市民福祉係
123	小川地区行政嘱託員(区長)連絡協議会	170,000	小川支所	市民係
124	小川地区交通安全対策協議会	116,900		市民係
125	小川地区保健委員会	495,000		市民係
126	いわき市納税貯蓄組合連合会小川方部会	83,800		市民係
127	小川地域振興協議会	137,000		市民係
128	好間地区行政嘱託員協議会	198,000	好間支所	市民福祉係
129	好間地区交通安全対策協議会	144,000		市民福祉係
130	いわき市交通安全母の会好間・三和方部会	70,000		市民福祉係
131	好間地区保健委員会	586,000		市民福祉係
132	いわき市納税貯蓄組合連合会好間方部会	44,400		市民福祉係
133	三和地区行政嘱託員協議会	112,000	三和支所	市民福祉係
134	三和地区交通安全対策協議会	101,800		市民福祉係
135	三和地区保健委員会	329,000		市民福祉係
136	いわき市納税貯蓄組合三和方部会	122,300		市民福祉係
137	三和地区民生児童委員協議会	166,610		市民福祉係
138	主要地方道小名浜小野線(三和)地区改良促進期成同盟会	90,000		市民福祉係
139	田人地区行政嘱託員協議会	104,000	田人支所	市民福祉係
140	田人地区交通安全対策協議会	96,300		市民福祉係

市が事務局を担当する任意団体一覧

(単位：円)

No.	団体名	平成28年度補助・負担金交付額	所管部課等名	
141	遠野・田人方部交通安全母の会	50,000	田人支所	市民福祉係 (遠野支所市民福祉係)
142	田人地区保健委員会	282,500		市民福祉係
143	いわき市納税貯蓄組合連合会田人方部会	50,700		市民福祉係
144	川前地区行政嘱託員協議会	125,000	川前支所	市民福祉係
145	川前地区交通安全対策協議会	94,300		市民福祉係
146	いわき市交通安全母の会小川・川前方部会	70,000		市民福祉係 (小川支所市民係)
147	川前地区保健委員会	297,000		市民福祉係
148	いわき市納税貯蓄組合連合会川前方部会	46,600		市民福祉係
149	川前地区民生児童委員協議会	101,760		市民福祉係
150	川前町振興対策協議会	342,000		地域振興担当員
151	川前町男女の交流推進事業実行委員会	181,000		地域振興担当員
152	久之浜・大久地区行政嘱託員(区長)協議会	117,000	久之浜・大久支所	市民福祉係
153	久之浜・大久地区交通安全対策協議会	110,100		市民福祉係
154	久之浜・大久地区保健委員会	369,000		市民福祉係
155	いわき市納税貯蓄組合連合会久之浜・大久方部会	52,400		市民福祉係
156	久之浜・大久地区民生児童委員協議会	187,700		市民福祉係
157	復興・久之浜漁港まつり実行委員会	510,000		市民福祉係
158	久之浜・大久地域づくり協議会	286,000		市民福祉係
159	3・11の会	120,000		市民福祉係
160	大久川水系河川改良促進期成同盟会	135,000		市民福祉係

監査対象団体一覧

No.	団体名	部等名	課等名
1	いわき市統計調査員協議会	総合政策部	政策企画課
2	いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会	総合政策部	ふるさと発信課
3	いわき市納税貯蓄組合連合会	財政部	税務課
4	広域都市問題連絡協議会	財政部	財政課
5	吉野せい賞運営委員会	文化スポーツ室	文化振興課
6	いわき市民美術展覧会運営委員会	文化スポーツ室	美術館
7	いわきサンシャインマラソン実行委員会	文化スポーツ室	スポーツ振興課
8	いわき市プロ野球開催支援委員会	文化スポーツ室	スポーツ振興課
9	いわき市体育協会	文化スポーツ室	スポーツ振興課
10	いわき市スポーツ少年団本部	文化スポーツ室	スポーツ振興課
11	いわき市スポーツ推進委員会	文化スポーツ室	スポーツ振興課
12	いわき市・北茨城市・高萩市広域観光行政連絡協議会	観光交流室	観光交流課
13	うつくしま浜街道観光推進会議	観光交流室	観光交流課
14	公益財団法人いわき市国際交流協会	観光交流室	観光交流課
15	いわき市交通安全対策協議会	市民協働部	市民生活課
16	いわき市交通安全母の会連合会	市民協働部	市民生活課
17	いわき市民生・児童委員協議会	保健福祉部	保健福祉課
18	いわき市保健委員会連合会	保健福祉部	保健所総務課
19	いわき市畜産団体連絡協議会	農林水産部	農業振興課
20	いわき市農業生産振興協議会	農林水産部	農業振興課
21	いわき地区広域営農団地農道整備促進期成同盟会	農林水産部	農地課
22	いわき市財産区議会管理会連絡協議会	農林水産部	林務課
23	いわき市技能職団体連絡協議会	産業振興部	商業労政課
24	福島県小名浜港利用促進協議会	産業振興部	工業・港湾課
25	小名浜港整備促進期成同盟会	産業振興部	工業・港湾課
26	いわき小名浜みなとオアシス連絡協議会	産業振興部	工業・港湾課
27	熊本地震被災地支援競輪いわき市市制施行50周年記念「いわき平競輪開設66周年記念」いわき金杯争奪戦（GⅢ）運営協議会	産業振興部	公営競技事務所事業課
28	主要地方道いわき上三坂小野線改良促進期成同盟会	土木部	土木課
29	主要地方道いわき石川線整備促進期成同盟会	土木部	土木課
30	国道399号（いわき福島南陽間）改良整備促進期成同盟会	土木部	土木課
31	福島県浜通り地区国道協議会	土木部	土木課
32	一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会	土木部	土木課
33	高規格道路整備促進期成同盟会	土木部	土木課
34	県道豊間四倉線改良整備促進期成同盟会	土木部	土木課
35	夏井川水系河川改良促進期成同盟会	土木部	河川課
36	公益財団法人 いわき市潮学生寮	教育委員会	教育政策課
37	いわき市青少年育成市民会議	教育委員会	生涯学習課
38	福島県消防協会いわき支部	消防本部	総務課
39	いわき市消防団ラッパ隊	消防本部	総務課
40	福島県消防学校校友会いわき市消防団支部	消防本部	総務課
41	いわき市はしご乗り行事保存会	消防本部	総務課
42	土地改良区等利水関係者連絡協議会	水道局	浄水課
43	鮫川水系河川改修促進協議会	勿来支所	経済土木課
44	藤原川水系河川改良促進期成同盟会	常磐支所	経済土木課
45	仁井田川水系河川改良促進期成同盟会	四倉支所	経済土木課
46	主要地方道小名浜小野線（三和）地区改良促進期成同盟会	三和支所	
47	大久川水系河川改良促進期成同盟会	久之浜・大久支所	

第2 監査の結果

1 調査票による検証

対象団体（47団体）について、調査票による調査の結果は、次のとおりである。

(1) 団体の概要について

① 団体の設置目的（複数回答）

区分	イベント事業	調査・研究・研修事業	地域・住民等との連絡・調整・連携事業	自治体間の連絡・調整・連携事業	その他	計
団体数	8	11	9	5	33	66

「その他」の主な内容は「普及事業」、「啓発事業」、「促進事業」である。

② 団体の事務を取り扱う根拠・理由

区分	課等の分掌事務を定める規則等に市の業務として位置付けられている	課等の分掌事務を定める規則等に市の業務として位置付けられてはいないが業務命令により従事している	職務専念義務免除により従事している	根拠等はなく慣例により従事している	その他	計
団体数	19	12	0	0	16	47
構成比	40.4%	25.5%	0.0%	0.0%	34.0%	100.0%

「課等の分掌事務を定める規則等に市の業務として位置付けられている」団体が19団体（40.4%）、「課等の分掌事務を定める規則等に市の業務として位置付けられてはいないが業務命令により従事している」団体が12団体（25.5%）となっている。

「その他」の主な内容は「団体の規約等に定められている」である。

③ 団体設立後の経過年数

区分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上	計
団体数	3	1	6	8	10	19	47
構成比	6.4%	2.1%	12.8%	17.0%	21.3%	40.4%	100.0%

「団体設立後40年以上」の団体が19団体（40.4%）、「30年以上40年未満」の団体

が10団体（21.3%）であり、設立から30年以上経過している団体が半数以上を占めている。次いで、20年以上30年未満の団体が8団体（17.0%）、10年以上20年未満の団体が6団体（12.8%）、5年未満の団体が3団体（6.4%）、5年以上10年未満の団体が1団体（2.1%）となっている。

④ 団体の代表者

区分	市長	副市長又は その他特別職	部課長	その他職員	市職員以外	計
団体数	16	3	1	0	27	47
構成比	34.0%	6.4%	2.1%	0.0%	57.4%	100.0%

市職員以外（市民）が代表者となっている団体が27団体（57.4%）である。次いで、市長が代表者となっている団体が16団体（34.0%）、副市長又はその他特別職が代表者となっている団体が3団体（6.4%）、部課長が代表者となっている団体が1団体（2.1%）である。

⑤ 事務局の代表者

区分	市長	副市長又は その他特別職	部課長	その他職員	市職員以外	計
団体数	0	0	47	0	0	47
構成比	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

事務局においては、部課長が代表者となっている団体が47団体（100.0%）である。

⑥ 平成28年度中の総会等の開催状況

区分	有	無	計
団体数	47	0	47
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

総会等については、すべての団体において開催されている。

⑦ 団体事務に従事する市職員及び市職員以外の人数

i 市職員の人数

区分	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	計
団体数	0	2	4	3	5	33	47
構成比	0.0%	4.3%	8.5%	6.4%	10.6%	70.2%	100.0%

市職員が5人以上で事務に従事している団体が33団体（70.2%）、4人で従事している団体が5団体（10.6%）、2人で従事している団体が4団体（8.5%）、3人で従事している団体が3団体（6.4%）、1人で従事している団体が2団体（4.3%）となっている。

ii 市職員以外の人数

区分	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	計
団体数	31	1	0	3	1	11	47
構成比	66.0%	2.1%	0.0%	6.4%	2.1%	23.4%	100.0%

市職員以外の者が誰も従事していない団体が31団体（66.0%）であり、次いで、5人以上で事務に従事している団体が11団体（23.4%）、3人で従事している団体が3団体（6.4%）、1人で従事している団体及び4人で従事している団体がそれぞれ1団体（2.1%）となっている。

⑧ 市職員の事務従事内容（47団体・複数回答可）

区分	事業実施	活動支援	会計事務	会議等運営	その他	計
団体数	40	33	42	45	2	162
構成比	85.1%	70.2%	89.4%	95.7%	4.3%	

※ 複数回答につき、構成比の総和は100.0%を超える。

会議等運営が45団体（95.7%）となっている。次いで、会計事務が42団体（89.4%）、事業実施が40団体（85.1%）、活動支援が33団体（70.2%）となっている。その他の内容は、「団体の被服の管理」等である。

⑨ 市職員の団体事務の従事時間（年間）

区分	40時間未満	40～80時間未満	80～400時間未満	400時間以上	計
団体数	6	6	13	22	47
構成比	12.8%	12.8%	27.7%	46.8%	100.0%

従事時間が400時間以上の団体が22団体（46.8%）、80～400時間未満の団体が13団体（27.7%）、40時間未満の団体及び40～80時間未満の団体がそれぞれ6団体（12.8%）となっている。

⑩ 規約等上の団体の事務局設置場所

区分	庁舎内	庁舎外	規定なし	計
団体数	45	0	2	47
構成比	95.7%	0.0%	4.3%	100.0%

規約等上、団体事務局の設置場所を庁舎内と定めている団体が45団体（95.7%）であった。また、事務局を庁舎内に設置することが規定されていない団体が2団体（4.3%）となっている。なお、事務局を庁舎内に設置することが規定されていない団体は、「小名浜港整備促進期成同盟会」「いわき市消防団ラッパ隊」である。

(2) 会則等について

① 規則・会則等

区分	有	無	計
団体数	47	0	47
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

② 会計処理規程等

区分	有	無	計
団体数	5	42	47
構成比	10.6%	89.4%	100.0%

③ 事務処理規程等

区分	有	無	計
団体数	5	42	47
構成比	10.6%	89.4%	100.0%

④ 事務専決規程等

区分	有	無	計
団体数	2	45	47
構成比	4.3%	95.7%	100.0%

⑤ 事務取扱いマニュアル等

区分	有	無	計
団体数	5	42	47
構成比	10.6%	89.4%	100.0%

規則・会則等についてはすべての団体で制定されている。

会計処理規程等については、ほとんどの団体において制定されていなかったが、団体事務の透明性・公正性確保の観点から、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。

(3) 会計事務について

① 平成28年度の収入決算額

区分	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	計
団体数	6	15	15	11	47
構成比	12.8%	31.9%	31.9%	23.4%	100.0%

50万円以上100万円未満の団体及び100万円以上1,000万円未満の団体がそれぞれ15団体（31.9%）であり、次いで、1,000万円以上の団体が11団体（23.4%）、50万円未満の団体が6団体（12.8%）となっている。

② 平成28年度の収入決算額のうち、前年度からの繰越金

区分	10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上	計
団体数	19	22	2	4	47
構成比	40.4%	46.8%	4.3%	8.5%	100.0%

10万円以上50万円未満の団体が22団体（46.8%）であり、次いで、10万円未満の団体が19団体（40.4%）、100万円以上の団体が4団体（8.5%）、50万円以上100万円未満の団体が2団体（4.3%）となっている。

③ 収入総額（前年度からの繰越金を除く）に対する市からの補助金が占める割合

区分	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	計
団体数	10	13	5	19	47
構成比	21.3%	27.7%	10.6%	40.4%	100.0%

補助金が占める割合が75%以上の団体が19団体（40.4%）、25%以上50%未満の団体が13団体（27.7%）、25%未満の団体が10団体（21.3%）、50%以上75%未満の団体が5団体（10.6%）となっている。

④ 平成28年度の支出決算額

区分	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	計
団体数	9	13	15	10	47
構成比	19.1%	27.7%	31.9%	21.3%	100.0%

100万円以上1,000万円未満の団体が15団体（31.9%）であり、次いで、50万円以上100万円未満の団体が13団体（27.7%）、1,000万円以上の団体が10団体（21.3%）、50万円未満の団体が9団体（19.1%）となっている。

⑤ 次年度への繰越金

区分	10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上	計
団体数	18	19	2	8	47
構成比	38.3%	40.4%	4.3%	17.0%	100.0%

10万円以上50万円未満の団体が19団体（40.4%）であり、次いで、10万円未満の団体が18団体（38.3%）、100万円以上の団体が8団体（17.0%）、50万円以上100万円未満の団体が2団体（4.3%）となっている。このうち、繰越金のない団体は5団体（10.6%）である。また、11団体（23.4%）については、繰越金が補助金額を超えている。

繰越金の保有状況について、団体が資金の一部を次年度へ繰り越すことはある程度やむを得ないと思われるが、多額な繰越金は事業が停滞していると懸念される要因でもある。繰越金の原資が補助金等であることを踏まえ、安定的運営に必要な程度にとどめることが望ましい。

⑥ 団体の会計事務に従事する担当者の状況

区分	市職員のみ（日々雇用・嘱託を含む）	市職員及び市職員以外	市職員以外のみ	計
団体数	35	10	2	47
構成比	74.5%	21.3%	4.3%	100.0%

会計事務に従事する担当者については、市職員のみが35団体（74.5%）、市職員及び市職員以外が10団体（21.3%）、市職員以外のみが2団体（4.3%）となっている。

⑦ 団体の会計事務に従事する市職員及び市職員以外の人数

i 市職員の人数

区分	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	計
団体数	2	13	4	2	8	18	47
構成比	4.3%	27.7%	8.5%	4.3%	17.0%	38.3%	100.0%

会計事務に従事する市職員の人数については、5人以上が18団体（38.3%）、1人が13団体（27.7%）、4人が8団体（17.0%）、2人が4団体（8.5%）、3人及び0人がそれぞれ2団体（4.3%）となっている。

ii 市職員以外的人数

区分	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	計
団体数	35	5	5	1	0	1	47
構成比	74.5%	10.6%	10.6%	2.1%	0.0%	2.1%	100.0%

会計事務に従事する市職員以外的人数については、0人が35団体（74.5%）、1人及び2人がそれぞれ5団体（10.6%）、3人及び5人以上がそれぞれ1団体（2.1%）となっている。

⑧ 団体の補助金に係る事務の執行体制

区分	申請事務と交付事務の担当が同一の係	申請事務と交付事務の担当が別々の係	計
団体数	35	12	47
構成比	74.5%	25.5%	100.0%

同一の係で申請事務と交付事務を担当している団体が35団体（74.5%）、別々の係で担当している団体が12団体（25.5%）となっている。

⑨ 現金出納簿等

区分	有	無	計
団体数	44	3	47
構成比	93.6%	6.4%	100.0%

現金出納簿等有る団体が44団体（93.6%）、無い団体が3団体（6.4%）となっている。なお、無い団体は「いわき市消防団ラッパ隊」「いわき市はしご乗り行事保存会」「仁井田川水系河川改良促進期成同盟会」である。

現金管理は、ミスや不正のリスクが高い事務であり、現金出納簿等を作成することで、その透明性・正確性を確保すべきである。

⑩ 現金等の管理状況

i 代表者印の保管者

区分	団体代表者	事務局代表者	事務局員	その他	計
団体数	3	24	19	1	47
構成比	6.4%	51.1%	40.4%	2.1%	100.0%

代表者印の保管者については、事務局代表者が24団体（51.1%）、事務局員が19団体（40.4%）、団体代表者が3団体（6.4%）、その他が1団体（2.1%）となっている。なお、その他の団体は「仁井田川水系河川改良促進期成同盟会」であり「副会長」が保管している。

ii 預金通帳の保管者

区分	団体代表者	事務局代表者	事務局員	その他	計
団体数	0	7	36	4	47
構成比	0.0%	14.9%	76.6%	8.5%	100.0%

預金通帳の保管者については、事務局員が36団体（76.6%）、事務局代表者が7団体（14.9%）、その他が4団体（8.5%）となっている。その他は、「団体役員」が2団体（4.3%）、「副会長」及び「副隊長」がそれぞれ1団体（2.1%）となっている。

iii 通帳印の保管者

区分	団体代表者	事務局代表者	事務局員	その他	計
団体数	2	29	14	2	47
構成比	4.3%	61.7%	29.8%	4.3%	100.0%

通帳印の保管者については、事務局代表者が29団体（61.7%）、事務局員が14団体（29.8%）、団体代表者及びその他が2団体（4.3%）となっている。その他は、「団体役員」及び「副会長」がそれぞれ1団体（2.1%）となっている。

なお、預金通帳の保管者と通帳印の保管者が同一職員である団体が8団体見受けられたので、保管者を別にすることが望ましい。

iv 会計事務の決裁者

区分	団体代表者	事務局代表者	事務局員	その他	計
団体数	8	38	0	1	47
構成比	17.0%	80.9%	0.0%	2.1%	100.0%

会計事務の決裁者については、事務局代表者が38団体（80.9%）、団体代表者が8団体（17.0%）、その他が1団体（2.1%）となっている。なお、その他は「いわき市民生・児童委員協議会」であり、「常務理事」が決裁者となっている。

⑪ 切手等金券類受払簿

区分	有	無（切手等取扱い無し）	無（切手等取扱い有り）	計
団体数	24	14	9	47
構成比	51.1%	29.8%	19.1%	100.0%

郵便切手等受払簿を作成しているのは、24団体（51.1%）、切手等の取扱いが無い団体が14団体（29.8%）、切手等を取り扱っているが受払簿を作成していない団体が9団体（19.1%）となっている。

切手等の金券類についても、受払簿を作成しておくことが望ましい。

(4) 監査の状況について

① 監査機関（監事）の設置状況

区分	有	無	計
団体数	47	0	47
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

② 平成28年度決算に係る監事監査の実施状況

区分	有	無	計
団体数	47	0	47
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

すべての団体で、監査機関が設置されており、監査が実施されている。

③ 監事職の従事者

i 市職員の人数

区分	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	計
団体数	43	3	0	1	0	0	47
構成比	91.5%	6.4%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	100.0%

ii 市職員以外的人数

区分	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	計
団体数	0	3	35	6	3	0	47
構成比	0.0%	6.4%	74.5%	12.8%	6.4%	0.0%	100.0%

監事職についている市職員が0人の団体が43団体（91.5%）、1人の団体が3団体（6.4%）、3人の団体が1団体（2.1%）となっている。

市職員以外の者が監事職についている団体については、2人の団体が35団体（74.5%）、3人の団体が6団体（12.8%）、1人並びに4人の団体がそれぞれ3団体（6.4%）となっている。

(5) 所管の意向について

① 団体事務への市職員の従事の在り方

区分	拡充すべきである	現状維持が妥当である	早急に団体へ移管すべきである	段階的に団体へ移管すべきである	その他	計
団体数	2	38	0	6	1	47
構成比	4.3%	80.9%	0.0%	12.8%	2.1%	100.0%

団体事務への市職員の従事の在り方について、所管の意向を確認したところ、「現状維持が妥当である」が38団体（80.9%）、「段階的に団体へ移管すべき」とした

団体が6団体（12.8%）、「拡充すべき」とした団体が2団体（4.3%）、その他とした団体が1団体（2.1%）となっている。なお、その他については「いわき市納税貯蓄組合連合会」であり「県納税貯蓄組合連合会の平成30年度末の解散、郡山市の今年度末の解散の発表を受け、団体の廃止も含めて市職員の従事の在り方についても検討する。」としている。

② 団体の必要性

区分	事業継続が必要である	統廃合を検討する必要がある	廃止を検討する必要がある	その他	計
団体数	46	0	1	0	47
構成比	97.9%	0.0%	2.1%	0.0%	100.0%

団体の必要性について、所管の意向を確認したところ、「事業継続が必要である」とした団体が46団体（97.9%）、「廃止を検討する必要がある」とした団体が1団体（2.1%）となっている。なお、「廃止を検討する必要がある」とした団体は「いわき市納税貯蓄組合連合会」であり、「県納税貯蓄組合連合会の平成30年度末の解散、郡山市の今年度末の解散の発表を受け、県内自治体や中核市の状況を調査し、廃止も含めた検討をしていく必要がある」としている。

今後も、社会情勢の変化や設立目的の達成状況等を踏まえ、それぞれの団体の必要性及び市の関与のあり方について、検討を続ける必要がある。

2 抽出団体の事務の執行状況

抽出団体（10団体）について、実地調査による調査の結果は次頁以降のとおりである。
なお、抽出条件については、次のとおりである。

【抽出条件】

対象団体（47団体）のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する団体から、平成27年度及び平成29年度包括外部監査の対象部局を除くとともに、任意団体を所管する部局のバランスを考慮して団体の抽出を行った。

(1) 次の①、②いずれも該当する団体

① 団体の会計事務に従事する市職員数が1名の団体

② 預金通帳及び通帳印のいずれも事務局員（市職員）が保管している団体

(2) 平成28年度の収入・支出決算額が1,000万円以上の団体

(3) 平成20年度行政監査「市が担当する市補助金交付団体事務局の事務管理について」において、抽出し調査を行った団体

※ 平成27年度包括外部監査「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」の監査対象となった団体

※ 平成29年度包括外部監査の対象部局については、監査対象が平成28年度の事務であり、本監査と重複するため。

【抽出団体】

No.1 いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会

No.2 いわき市納税貯蓄組合連合会

No.3 いわき市・北茨城市・高萩市広域観光行政連絡協議会

No.4 いわき市交通安全対策協議会

No.5 いわき市保健委員会連合会

No.6 いわき市農業生産振興協議会

No.7 福島県小名浜港利用促進協議会

No.8 一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会

No.9 福島県消防協会いわき支部

No.10 藤原川水系河川改良促進期成同盟会

《 No. 1 いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会 》

所管課：総合政策部 ふるさと発信課

1 団体の概要について

いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会は、会を組織する地区会役員の親睦協調を図り、市の末端行政の円滑な運営によって、地域の振興及び市政の進展に寄与することを目的として設立されたものであり、市内各地区に設けられている13の地区別行政嘱託員（区長）によって組織され、会長を市民が務めている。

主な事業内容は、地域のリーダーとしての自己研さん、地区会相互の情報交換を図るための専門部会研修会、研修視察及び市政研修会の開催である。また、地区会に対して、活動のための運営費（事業費）を交付している。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。（平成28年度決算書より）

（単位：円）

収入		支出	
補助金（本市分）	3,240,000	会議費	767,088
補助金（本市以外分）	326,500	事務費	20,520
会費	327,500	事業費（含地区会運営費）	3,209,886
繰越金	162,936	予備費	0
雑入	22,004		
収入合計	4,078,940	支出合計	3,997,494
		収支残高	81,446

決算は監事（市職員以外の2名）により会計監査を受け、平成29年5月31日に開催された総会により団体の承認を受けている。

なお、収支残高81,446円については、次年度へ繰り越されている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局は総合政策部ふるさと発信課内に置くと規定されている。

事務局の体制は、ふるさと発信課長を事務局長とし、課長補佐と広報グループ2名を合わせた4名となっている。会計事務従事者は4名である。

団体事務を市が執行している理由は、行政嘱託員に関する事務はふるさと発信課の事務分掌に位置付けられているためである。

4 補助金に関する事務について

当該団体に係る市の補助金交付に関する要綱は定められている。（「いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会補助金交付要綱」平成27年4月）

平成28年度の交付申請書等は要綱等に定められた提出期限までに提出されていた。

市の補助金交付等に関する担当者と、当該団体の事務局担当者は同一の職員である。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の会計処理及び決裁権限等に関する規程は定められておらず、会計事務の執行は事務局が任意に定めた伝票等を用いて行われている。収入及び支出の決裁は事務局長が行っている。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を別の職員が各々施錠する場所で保管しており、適正に管理されていることを確認した。

現金等の残高確認については、事務局長が支出伝票の決裁の際に併せて通帳を確認することで随時行われている。

団体事務に関する通知は、団体予算の他、市の予算で購入した切手等により行われている。なお、団体予算で購入している切手については、使用する都度、購入しており在庫を持たないため、受払簿を作成していない。

(2) 収入事務執行状況について

現金を収入した場合は、連番が付された領収書を発行しており、控えは5年間保管している。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に事務局長の決裁を受け、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、伝票に証拠書類（請求書及び領収書）を貼付し、その都度事務局長の決裁を受けている。会計諸帳簿等は補助金交付要綱に定められた5年間保管している。

現金による支払において、事務局職員が立て替えて支払っている事例が見受けられた。

6 その他の事務について

団体事務により作成された文書が綴られたファイルには市の文書は含まれておらず、両者の文書の作成・保管は区分されていることを確認した。

団体所有の備品がないことを確認した。

《 No.2 いわき市納税貯蓄組合連合会 》

所管課：財政部 税務課

1 団体の概要について

いわき市納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合相互の連絡協調をはかり、その発展を助長し、併せて納税思想の普及育成に努めることを目的として設立されたものであり、市内13地区に設けられている納税貯蓄組合方部会によって組織され、会長を市民が務めている。

主な事業内容は、納税貯蓄組合の普及拡充及びその内容の充実を図り、納税に関する広報や会員の研修を行うことである。また、納税貯蓄組合方部会に対して、活動のための育成費（事業費）を交付している。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。（平成28年度決算書より）

（単位：円）

収入		支出	
補助金（本市分）	2,000,000	会議費	341,230
補助金（本市以外分）	96,000	事業費（含方部会育成費）	2,075,683
負担金	260,500	負担金	45,864
繰越金	489,283	事務費	8,570
雑収入	13	雑費	13,100
		予備費	0
収入合計	2,845,796	支出合計	2,484,447
		収支残高	361,349

決算は監事（市職員以外の2名）により会計監査を受け、平成29年8月4日に開催された定期総会により団体の承認を受けている。

なお、収支残高361,349円については、次年度へ繰り越されている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局は財政部税務課内に置くと規定されている。

事務局の体制は、税務課長を事務局長とし、課長補佐と税制係2名を合わせた4名となっている。会計事務従事者は4名である。

団体事務を市が執行している理由は、納税貯蓄組合に関する事務は税務課の事務分掌に位置付けられているためである。

4 補助金に関する事務について

当該団体に係る市の補助金交付に関する要綱は定められている。（「いわき市納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱」平成29年8月）

市の補助金交付等に関する担当者と、当該団体の事務局担当者は同一の職員である。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の会計処理及び決裁権限等に関する規程は定められておらず、会計事務の執行は事務局が任意に定めた伝票等を用いて行われている。収入及び支出の決裁は事務局長が行っている。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を別の職員が各々施錠する場所で保管しており、適正に管理されていることを確認した。

現金等の残高確認については、年に数回程度、会計諸帳簿と通帳の確認により行われている。

切手等については、使用する都度、購入しており在庫を持たないため、受払簿を作成していない。

(2) 収入事務執行状況について

現金での収入がないことを確認した。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に事務局長の決裁を受け、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、伝票に証拠書類（請求書及び領収書）を貼付している。会計諸帳簿等は補助金交付要綱に定められた5年間以上保管している。

現金による支払において、事務局職員が立て替えて支払っている事例が見受けられた。

領収書が添付されていない支出伝票及び領収印のない領収書を付した支出伝票が見受けられた。

6 その他の事務について

団体事務により作成された文書が綴られたファイルには市の文書は含まれておらず、両者の文書の作成・保管は区分されていることを確認した。

団体所有の備品がないことを確認した。

《 No.3 いわき市・北茨城市・高萩市広域観光行政連絡協議会 》

所管課：観光交流室 観光交流課

1 団体の概要について

いわき市・北茨城市・高萩市広域観光行政連絡協議会は、3市の広域観光資源の開発を図り3市観光行政の連絡調整と観光の振興に寄与することを目的として設立されたものであり、いわき市、北茨城市及び高萩市によって組織され、会長をいわき市長が務めている。主な事業内容は、広域観光開発計画の策定や観光関係機関との連絡調整である。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。(平成28年度決算書より)

(単位：円)

収入		支出	
負担金（本市、北茨城市、高萩市 各150,000円）	450,000	会議費	95,904
繰越金	184,688	事業費	286,344
雑入	6	事務費	0
		予備費	0
収入合計	634,694	支出合計	382,248
		収支残高	252,446

決算は監事（各市職員3名）により会計監査を受けている。平成29年度については、総会は開かれておらず、持ち回りにより役員承認を受けている。

なお、収支残高252,446円については、次年度へ繰り越されている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局は観光交流室観光交流課内に置くと規定されている。事務局の体制は、観光交流室長を事務局長とし、課長、主幹兼課長補佐と観光企画係4名を合わせた7名となっている。会計事務従事者は7名である。

団体事務を市が執行している理由は、広域観光の推進に関する事務及び国内交流の統括に関する事務は観光交流課の事務分掌に位置付けられているためである。

4 補助金等に関する事務について

当該団体の収入は負担金であるため、いわき市の補助金交付に関する要綱は定められて

いない。

市の負担金に関する担当者と、当該団体の事務局担当者は同一の職員である。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の会計処理及び決裁権限等に関する規程は定められておらず、会計事務の執行は事務局が任意に定めた伝票等を用いて行われている。収入及び支出の決裁は金額に応じて、事務局長又は課長が行っている。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を別の職員が各々施錠する場所で保管しており、適正に管理されていることを確認した。

現金等の残高確認については、事務局課長が支出伝票の決裁の際に併せて通帳を確認することで随時行われている。

切手等については、郵送の機会がないことから取扱いはなされていない。

(2) 収入事務執行状況について

現金での収入がないことを確認した。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に事務局課長の決裁を受け、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、伝票に証拠書類（請求書及び領収書）を貼付している。会計諸帳簿等は3年間保管している。

口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。

6 その他の事務について

団体事務により作成された文書が綴られたファイルには市の文書は含まれておらず、両者の文書の作成・保管は区分されていることを確認した。

団体所有の備品がないことを確認した。

《 No.4 いわき市交通安全対策協議会 》

所管課：市民協働部 市民生活課

1 団体の概要について

いわき市交通安全対策協議会は、いわき市における交通の安全と円滑化を図り、交通事故の防止に関する総合的な対策を推進し、市民の福祉の向上を図ることを目的として設立されたものであり、市内13地区に支部である地区交通安全対策協議会を設置している。会長はいわき市長が務めている。

主な事業内容は、春・秋の全国交通安全運動や夏・年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動等における街頭啓発活動、交通安全作文ポスターコンクールの実施、年間を通じた交通安全教室の開催等、交通安全に対する啓もう及び交通安全教育の普及等である。また、地区協議会に対して、活動のための助成費（事業費）を交付している。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。（平成28年度決算書より）

（単位：円）

収入		支出	
補助金（本市分）	18,497,000	会議費	78,258
寄附金	178,500	事務費	11,250,631
繰越金	1,835,559	事業費（含地区協議会助成費）	7,660,324
預金利子	1,520	予備費	0
雑収入	36,504		
収入合計	20,549,083	支出合計	18,989,213
		収支残高	1,559,870

決算は監事（市職員以外の2名）により会計監査を受け、平成29年5月17日に開催された定期総会により団体の承認を受けている。

なお、収支残高1,559,870円については、次年度へ繰り越されている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局はいわき市役所内に置くこととされている。また、別途、庶務規程において、事務局長に市民生活課長、係長以下事務職員は市民生活課交通安全防犯係員をもって充てると規定されている。

事務局の体制は、市民生活課長を事務局長とし、課長補佐1名、交通安全防犯係2名の

ほか同団体が雇用している職員3名を合わせた7名となっている。会計事務従事者は5名である。

団体事務を市が執行している理由は、交通安全思想の普及及び指導に関する事務は市民生活課の事務分掌に位置付けられているためである。

4 補助金に関する事務について

当該団体に係る市の補助金交付に関する要綱は定められている。（「いわき市交通安全対策協議会運営事業補助金交付要綱」平成14年4月）

平成28年度の交付申請書等は要綱等に定められた提出期限までに提出されていた。

市の補助金交付等の事務と、当該団体事務局の会計は担当者が分けられており、課内でのチェック機能が働く体制が確立されていた。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の会計処理に関する規程（財務会計規程）及び決裁権限等に関する規程（庶務規程）は平成11年度に定められており、伝票等を試査した範囲では、これらの規程に則って事務が執行されていた。

会計事務の執行は財務会計規程に定められた伝票等を用いて行われており、収入及び支出の決裁は事務局長が行っている。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を別の職員が各々施錠する場所で保管しており、適正に管理されていることを確認した。

現金等の残高確認については、年に4回、補助金請求時に、事務局長により通帳及び出納簿、収支関係書類との突合確認が行われている。

切手受払簿は整備されており、現物と突合したところ記載内容と一致していた。切手等の管理は、施錠する場所で保管しており適正に管理されている。

(2) 収入事務執行状況について

現金を収入した場合は、領収書を2部作成し、1部は領収印を押印のうえ発行し、もう1部を控えとしている。控えは、財務会計規程により5年間保管している。なお、領収書に連番は付されていない。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に事務局長の決裁を受け、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、伝票に証拠書類（請求書及び領収書）を貼付し、その都度事務局長の決裁を受けている。会計諸帳簿等は団体の財務会計規程に定められた5年間保管している。

6 その他の事務について

団体事務により作成された文書が綴られたファイルには市の文書は含まれておらず、両者の文書の作成・保管は区分されていることを確認した。

団体の備品台帳は整備されており、各備品にも団体所有のものであることがわかるシールが貼付されていた。

《 No.5 いわき市保健委員会連合会 》

所管課：保健福祉部 保健所 総務課

1 団体の概要について

いわき市保健委員会連合会は、地区保健委員会相互の親睦と発展を助長し併せて市民の衛生思想の普及育成に努めることを目的として設立されたものであり、市内各地区に設けられている13の地区保健委員会によって組織され、会長を市民が務めている。

主な事業内容は、関係官公署及び関係団体との連絡協調及び衛生活動の実践や、衛生に関する資料の収集及び広報に関することである。また、地区保健委員会に対して、活動のための運営費（補助金）を交付している。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。（平成28年度決算書より）

（単位：円）

収入		支出	
補助金（本市分）	10,096,000	事務費	0
会費	837,500	旅費	7,360
繰越金	2,942,220	会議費	171,672
雑収入	46	事業費	1,368,774
		補助金	10,096,000
		諸費	0
		予備費	0
収入合計	13,875,766	支出合計	11,643,806
		収支残高	2,231,960

決算は監事（市職員以外の2名）により会計監査を受け、平成29年6月30日に開催された総会により団体の承認を受けている。

なお、収支残高2,231,960円については、次年度へ繰り越されている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局は保健所総務課内に置くと規定されている。

事務局の体制は、保健所総務課長を事務局長とし、主幹兼課長補佐と総務係2名を合わせた4名となっている。会計事務従事者は4名である。

団体事務を市が執行している理由は、保健委員に関する事務は保健所総務課の事務分掌

に位置付けられているためである。

4 補助金に関する事務について

当該団体に係る市の補助金交付に関する要綱は定められている。（「いわき市保健委員会連合会運営費補助金交付要綱」平成29年4月）

市の補助金交付等に関する担当者と、当該団体の事務局担当者は同一の職員である。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の会計処理及び決裁権限等に関する規程は定められておらず、会計事務の執行は事務局が任意に定めた伝票等を用いて行われている。収入及び支出の決裁は事務局長が行っている。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を別の職員が各々施錠する場所で保管しており、適正に管理されていることを確認した。

現金等の残高確認については、事務局長が支出伝票の決裁の際に併せて通帳を確認することで随時行われている。

切手等については、郵送の機会がないことから取扱いはなされていない。

(2) 収入事務執行状況について

現金を収入した場合は、領収書を2部作成し、1部は領収印を押印のうえ発行し、もう1部を控えとしている。控えは、5年間保管している。なお、領収書に連番は付されていない。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に事務局長の決裁を受け、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、伝票に証拠書類（請求書及び領収書）を貼付している。会計諸帳簿等は補助金交付要綱に定められた5年間保管している。

現金による支払において、事務局職員が立て替えて支払っている事例が見受けられた。

口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。

6 その他の事務について

団体事務により作成された文書が綴られたファイルには市の文書は含まれておらず、両者の文書の作成・保管は区分されていることを確認した。

団体所有の備品がないことを確認した。

《 No.6 いわき市農業生産振興協議会 》

所管課：農林水産部 農業振興課

1 団体の概要について

いわき市農業生産振興協議会は、「第四期新農業生産振興プラン」の具現化を図ることを目的とした第四期新農業生産振興プラン推進事業を総合的かつ効率的に実施することを目的として設立されたものであり、農業生産者の代表、消費者の代表、関係団体の代表及び知識経験を有する者によって組織され、会長を市民が務めている。

主な事業内容は、第四期新農業生産振興プラン推進事業全体の計画立案、各種事業の実施方針の検討・承認及び補助事業採択基準の検討・承認である。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。（平成28年度決算書より）

【第四期新農業生産振興プラン推進事業分】

（単位：円）

収入		支出	
補助金（本市分）	2,500,000	会議費	91,500
自己負担金	0	農産物の生産振興	92,796
その他	22	地産地消の推進	931,262
		農林産物ブランド化	810,701
		情報発信の強化	320,160
		関係機関・団体・他産業との連携強化	181,857
		その他（事務用品、印刷物等）	71,746
収入合計	2,500,022	支出合計	2,500,022
		収支残高	0

【いわき産農林水産物風評被害対策事業分】

(単位：円)

収入		支出	
補助金（本市分）	11,979,000	広報事業	1,683,638
自己負担金	0	地産地消強化事業	9,124,463
その他	300,128	いわき版トモダチ作戦事業	1,471,027
収入合計	12,279,128	支出合計	12,279,128
		収支残高	0

決算は監事（市職員以外の2名）により会計監査を受け、平成29年5月30日に開催された第1回会議により団体の承認を受けている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局は農林水産部農業振興課内に置くと規定されている。

事務局の体制は、農業振興課長を事務局長とし、課長補佐と園芸振興係2名を合わせた4名となっている。会計事務従事者は4名である。

団体事務を市が執行している理由は、農産物の生産振興に関する事務は農業振興課の事務分掌に位置付けられているためである。

4 補助金に関する事務について

第四期新農業生産振興プラン推進事業については、当該団体に係る市の補助金交付に関する要綱は定められている。（「第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金交付要綱」平成28年4月）

平成28年度の交付申請書等は要綱等に定められた提出期限までに提出されていた。

いわき産農林水産物風評被害対策事業については、当該団体に係る市の補助金交付に関する要綱は整備されておらず、平成29年度農林水産部定期監査において指摘されている。

市の補助金交付等に関する担当者と、当該団体の事務局担当者は同一の職員である。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の会計処理及び決裁権限等に関する規程は定められておらず、会計事務の執行は事務局が任意に定めた伝票等を用いて行われている。収入及び支出の決裁は事務局長が行っている。

会計担当者は長期間（3年以上）にわたり同一職員となっている。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を別の職員が各々施錠する場所で保管しており、適正に管理されていることを確認した。

現金等の残高確認については、事務局長が支出伝票の決裁の際に併せて通帳を確認することで随時行われている。

団体事務に関する通知は、市の予算で購入した切手等により行われている。

(2) 収入事務執行状況について

現金を収入した場合は、連番が付された領収書を発行しており、控えは6年間保管している。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に事務局長の決裁を受け、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、伝票に証拠書類（請求書及び領収書）を貼付し、その都度事務局長の決裁を受けている。会計諸帳簿等は6年間保管している。

イベントのつり銭及び旅費等の前渡払金について、精算が行われていない事例が見受けられ、このことにより、通帳から引き出した現金を1か月以上保管していた事例が見受けられた。

団体事務に関する出張旅費を、市の予算から支出している事例と、団体予算から支出している事例が混在していた。

6 その他の事務について

団体事務により作成された文書が綴られたファイルには市の文書は含まれておらず、両者の文書の作成・保管は区分されていることを確認した。

団体所有の備品がないことを確認した。

《 No.7 福島県小名浜港利用促進協議会 》

所管課：産業振興部 工業・港湾課

1 団体の概要について

福島県小名浜港利用促進協議会は、小名浜港の貿易拡大と内国貿易の流通活性化を積極的に推進し、背後圏を含む地域経済の振興を図ることを目的として設立されたものであり、港湾関係事業者、福島県、いわき市及び各種団体によって組織され、会長をいわき市長が務めている。

主な事業内容は、小名浜港の利用促進に関する広報宣伝及び企業訪問活動、調査及び情報収集である。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。（平成28年度決算書より）

（単位：円）

収入		支出	
会費	13,500,000	事業費	16,366,428
特別会費（福島県）	2,900,000	会議費	297,918
特別事業負担金（市負担金）	2,900,000	事務費	258,974
繰越金	647,386		
収入合計	19,947,386	支出合計	16,923,320
		収支残高	3,024,066

決算は監事（市職員以外の2名）により会計監査を受け、平成29年5月30日に開催された通常総会により団体の承認を受けている。

なお、収支残高3,024,066円については、次年度へ繰り越されている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局は産業振興部工業・港湾課内に置くことと規定されている。また、別途、事務局処務規程において、事務局長にみなと課長（現：工業・港湾課長）、次長は同課主幹及び課長補佐にあるものを充てると規定されている。なお、処務規程は平成17年度に定められたものであり、当時の課名が改正されないままとなっていた。

事務局の体制は、工業・港湾課長を事務局長とし、主幹1名、課長補佐1名、港湾振興係長1名及び同係職員1名の5名となっている。会計事務従事者は事務局長以下5名である。

団体事務を市が執行している理由は、小名浜港の利用促進に関する事務は工業・港湾課の事務分掌に位置付けられているためである。

4 補助金に関する事務について

当該団体の収入は負担金であるため、いわき市の補助金交付に関する要綱は定められていない。

市の負担金に関する担当者と、当該団体の事務局担当者は同一の職員である。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の決裁権限等に関する規程（事務局処務規程）は平成17年度に定められており、伝票等を試査した範囲ではこの規程に則って事務が執行され、収入及び支出の決裁は事務局長が行っている。

一方、会計処理に関する規程は定められておらず、会計事務は事務局が任意に定めた伝票等を用いて行われている。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を別の職員が各々施錠する場所で保管しており、適正に管理されていることを確認した。

現金等の残高確認については、事務局長が通帳からの現金引き出し時及び支出伝票の決裁の際に併せて通帳を確認することで随時行われている。

切手受払簿は整備されており、現物と突合したところ記載内容と一致していた。切手等の管理は、施錠する場所で保管しており適正に管理されている。

(2) 収入事務執行状況について

現金を収入した場合は、領収書を2部作成し、1部は領収印を押印のうえ発行し、もう1部を控えとしている。控えは、処務規程により5年間保管している。なお、領収書に連番は付されていない。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に事務局長の決裁を受け、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、伝票に証拠書類（請求書及び領収書）を貼付している。会計諸帳簿等は団体の処務規程に定められた3年間保管している。

日付が記載されていない領収書が見受けられた。

6 その他の事務について

団体事務により作成された文書が綴られたファイルには市の文書は含まれておらず、両者の文書の作成・保管は区分されていることを確認した。

団体所有の備品がないことを確認した。

《 No.8 一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会 》

所管課：土木部 土木課

1 団体の概要について

一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会は、一般国道6号及び49号のバイパス改築工事等に協力し、その促進を図ることを目的として設立されたものであり、当該バイパスの早期整備に賛同する福島県、いわき市、いわき市議会、いわき商工会議所及び各種団体等の代表者等をもって組織され、会長をいわき市長が務めている。

主な事業内容は、各路線の整備を促進するための関係機関に対する要望活動、情報の収集及び調査・研究、広報活動等である。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。(平成28年度決算書より)

(単位：円)

収入		支出	
補助金（本市分）	1,200,000	事務費	98,539
繰越金	19,031	会議費	135,696
諸収入	9	事業費	966,289
収入合計	1,219,040	支出合計	1,200,524
		収支残高	18,516

決算は監事（市職員以外の2名）により会計監査を受け、平成29年5月18日に開催された総会により団体の承認を受けている。

なお、収支残高18,516円については、次年度へ繰り越されている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局は土木部土木課内に置くと規定されている。

事務局の体制は、土木課長を事務局長とし、課長補佐1名と道路計画係5名を合わせた7名となっている。会計事務従事者は7名である。

団体事務を市が執行している理由は、道路及び建設関係団体に関する事務は土木課の事務分掌に位置付けられているためである。

4 補助金に関する事務について

当該団体に係る市の補助金交付に関する要綱は定められている。（「いわき市一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会補助金交付要綱」平成19年度4月）

平成28年度の交付申請書等は要綱等に定められた提出期限までに提出されていた。

市の補助金交付等に関する担当者と、当該団体の事務局担当者は同一の職員である。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の会計処理及び決裁権限等に関する規程は定められておらず、会計事務の執行は事務局が任意に定めた伝票等を用いて行われている。収入及び支出の決裁は事務局長が行っている。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を同一職員が施錠する場所で保管していた。

現金等の残高確認については、事務局長が通帳からの現金引き出し時及び支出伝票の決裁の際に併せて通帳を確認することで随時行われている。

切手等については、使用する都度、購入しており在庫を持たないため、受払簿を作成していない。

(2) 収入事務執行状況について

現金での収入がないことを確認した。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に事務局長の決裁を受け、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、伝票に証拠書類（請求書及び領収書）を貼付している。会計諸帳簿等は3年間保管の取扱いとしているが、実際には平成20年度以降が保管されていた。

領収書が添付されていない支出伝票及び日付が記載されていない領収書が見受けられた。

払込伝票の紛失等により、通帳から引き出した現金を1カ月以上保管していた事例が見受けられた。

6 その他の事務について

市の文書と、団体事務により作成された文書は区分して管理されておらず、同一のファイルに綴られていた。

団体の備品台帳は整備されており、各備品にも団体所有のものであることがわかるシールが貼付されていた。

《 No.9 福島県消防協会いわき支部 》

所管課：消防本部 総務課

1 団体の概要について

福島県消防協会いわき支部は、いわき市の消防団員及び消防職員（以下「正会員」という。）の福利厚生、消防施設の改善充実、消防知識技能の向上及び消防活動の強化をはかるとともに、防火思想を普及啓蒙し、住民の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものであり、正会員によって組織され、支部長を市民が務めている。

主な事業内容は、正会員の福利厚生に関することや消防関係団体の事業に対する協力及び防火思想の普及啓蒙である。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。（平成28年度決算書より）

（単位：円）

収入		支出	
補助金	18,072,000	報償費	86,676
繰越金	275,418	旅費	829,200
雑収入	1,149,878	需用費	1,244,724
		委託料	64,800
		役務費	174,704
		使用料及び賃借料	509,310
		備品購入費	263,960
		育成費	1,100,000
		支団等運営分	1,101,160
		負担分	13,719,646
収入合計	19,497,296	支出合計	19,094,180
		収支残高	403,116

決算は監事（市職員1名、市職員以外1名）により会計監査を受け、平成29年4月4日に開催された理事会・評議員会により団体の承認を受けている。

なお、収支残高403,116円については、次年度へ繰り越されている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局は消防本部総務課内に置くと規定されている。

事務局の体制は、消防本部次長兼総務課長を事務局長とし、主幹兼課長補佐と消防団係3名を合わせた5名となっている。会計事務従事者は5名である。

団体事務を市が執行している理由は、消防団に関する事務は消防本部総務課の事務分掌に位置付けられているためである。

4 補助金に関する事務について

当該団体に係る市の補助金交付に関する要綱は定められている。（「福島県消防協会いわき支部補助金交付要綱」平成26年10月）

平成28年度の交付申請書等は要綱等に定められた提出期限までに提出されていた。

市の補助金交付等に関する担当者と、当該団体の事務局担当者は同一の職員である。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の会計処理及び決裁権限等に関する規程は定められておらず、会計事務の執行は事務局が任意に定めた伝票等を用いて行われている。収入及び支出の決裁は事務局長が行っている。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を別の職員が各々施錠する場所で保管しており、適正に管理されていることを確認した。

現金等の残高確認については、事務局長が支出伝票の決裁の際に併せて通帳を確認することで随時行われている。

切手等については、郵送の機会がないことから取扱いはなされていない。

(2) 収入事務執行状況について

現金での収入がないことを確認した。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に事務局長の決裁を受け、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、伝票に証拠書類（請求書及び領収書）を貼付している。会計諸帳簿等は5年間保管している。

現金による支払において、事務局職員が立て替えて支払っている事例が見受けられた。

口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。

6 その他の事務について

団体事務により作成された文書が綴られたファイルには市の文書は含まれておらず、両者の文書の作成・保管は区分されていることを確認した。

団体の備品台帳は作成されていなかったが、各備品には団体所有のものであることがわ

かるシールが貼付されていた。

《 No.10 藤原川水系河川改良促進期成同盟会 》

所管課：常磐支所 経済土木課

1 団体の概要について

藤原川水系河川改良促進期成同盟会は、藤原川水系の河川改良を促進し、河川による災害防止を図ることを目的として設立されたものであり、藤原川水系沿岸区域の住居者代表及び協力者によって組織され、会長を市民が務めている。

主な事業内容は、藤原川水系河川改良について必要な調査研究、協議、関係機関への交渉及び陳情である。

2 決算状況等について

平成28年度における決算状況は、次表のとおりである。(平成28年度決算書より)

(単位：円)

収入		支出	
補助金（本市分）	135,000	事務費	6,048
会費	414,000	会議費	106,952
繰越金	125,086	事業費	833,138
協賛金	400,000	予備費	0
雑収入	9		
収入合計	1,074,095	支出合計	946,138
		収支残高	127,957

決算は監事（市職員以外の2名）により会計監査を受け、平成29年7月21日に開催された総会により団体の承認を受けている。

なお、収支残高127,957円については、次年度へ繰り越されている。

3 事務局について

当該団体の規約等において、事務局は会長の所属する支所に置くことと規定されている。

事務局の体制は、常磐支所長を事務局長とし、小名浜支所長、両支所経済土木課長、両支所経済土木課長補佐の6名となっている。会計事務従事者は、事務局職員1名と市民1名の計2名である。

団体事務を市が執行している理由は、道路、橋りょう、河川、排水路等の整備及び維持管理に関する業務は支所経済土木課の事務分掌に位置付けられているためである。

4 補助金に関する事務について

当該団体に係る市の補助金交付に関する要綱は定められている。（「いわき市河川改良促進期成同盟会等補助金交付要綱」平成19年3月）

平成28年度の交付申請書等は要綱等に定められた提出期限までに提出されていた。

市の補助金交付等の事務と、当該団体の会計事務とは、別々の部署が担当している。

5 会計事務について

(1) 管理状況全般について

団体の会計処理及び決裁権限等に関する規程は定められておらず、会計事務は会計担当者と事務局担当者が協議し、会長の了承を得た後、執行されているが、支出票等は作成されていなかった。

金銭等の管理については、預金通帳と通帳印を同一職員が施錠する場所で保管していた。

現金等の残高確認については、日常的な確認は行われておらず、会計監査においてのみ実施されていた。

切手等については、使用する都度、購入しており在庫を持たないため、受払簿を作成していない。

(2) 収入事務執行状況について

現金を収入した場合は、連番が付された領収書を発行しており、控えは5年間以上保管している。

収入した現金を1カ月以上保管していた事例が見受けられた。

(3) 支出事務執行状況について

支出は、請求があった時に会長の了承を得て、必要額を通帳から引き出し、支払っている。支払後は、その都度、証拠書類（請求書及び領収書）について事務局長の確認を受けている。会計諸帳簿等は5年間以上保管している。

現金による支払において、事務局職員が立て替えて支払っている事例が見受けられた。

領収書に日付けが記載されていない例が見受けられた。

6 その他の事務について

団体事務により作成された文書が綴られたファイルには市の文書は含まれておらず、両者の文書の作成・保管は区分されていることを確認した。

団体所有の備品がないことを確認した。

3 むすび

今回の行政監査は、「市が関与する任意団体の事務管理について」をテーマとして、全部課等に対して予備調査を行い、その結果を踏まえ、実地調査等を実施する方法で行った。

(1) 調査票による検証について

予備調査の結果、市が事務局を担当する任意団体が160団体あり、これらの団体に対し交付された市の補助金等が3億円を超えていることが確認できた。次に、一定の要件を満たした47団体について、調査票による現状把握を行ったが、その結果、設立から30年以上経過している団体が半数以上を占めていることを確認した。

任意団体については、調査・研究・研修事業や、地域・住民等との連絡・調整・連携事業の実施など、様々な役割を果たすことを目的に設立され、目的達成の円滑な推進や関係機関等との調整を図るために、事務局が団体の所管部課等に置かれている傾向があるが、団体の事務を取り扱う根拠・理由については、半数以上が事務分掌に位置付けられていない。

一方で、市職員の団体事務への従事時間については、年間400時間を超える団体が半数近く認められること、5人以上の市職員が事務に従事している団体が7割を超え、市職員以外の者が誰も従事していない団体が半数以上となっていることなどから、これら任意団体の事務執行が、市に大きく依存している現状がうかがえる。

また、任意団体は、市とは別の組織であるため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、その運営は団体自身に委ねられているが、その事務を市職員が取り扱う以上、特に会計事務については、公金同様の透明性の確保や事故防止への注意義務が求められることとなる。

しかしながら、会計処理規程等については、ほとんどの団体で制定されておらず、現金等の管理状況については、預金通帳の保管者と通帳印の保管者が同一職員である団体が見受けられたことから、金銭に関する不適切な事案、不正な事案が発生するリスクは高いと言わざるを得ない。

(2) 抽出団体の事務の執行状況について

上記の結果を踏まえ、会計処理上のリスク等を考慮し抽出した10団体を調査したところ、事務処理にあたっての共通した課題が以下のとおり認められた。

なお、文末の番号については、20頁に記載している抽出団体の番号となっており、それぞれの事例に該当する団体を指している。

① 会計規程の整備について

団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は、すべての団体で整備されてい

たものの、会計処理に関する規程については、1 団体を除き整備されていなかった。

【No.1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 9, 10】

会計事務を執行するにあたって依るべき基準がないということであり、市職員という立場から、市の財務規則に準じて事務処理を行っているのが現状である。

会計事務等の執行状況について調査した結果、以下のような事例が認められた。

- ・ 市財務規則では認められていない立替払いが散見された。事故防止の観点から、適正な支払事務を行うよう改善されたい。【No.1, 2, 5, 9, 10】
- ・ 収入した現金や口座から引き出した現金について、1 カ月程度金庫等に保管されていた例が認められた。現金を長期間保管することは、盗難等のリスクも考えられることから、公金に準じた事務処理を検討されたい。【No.6, 8, 10】
- ・ 入出金の際に会長の了承は得ているものの、支出票等を作成していないため、意思決定行為が文書での記録に残っていない例が認められた。現金出納についての決裁文書を作成し、その管理体制を明確にすべきである。【No.10】
- ・ 預金通帳と通帳印を同一の職員が保管している例が認められたが、事故防止の観点から、それぞれ保管者を分けて管理するよう検討されたい。【No.8, 10】
- ・ 領収書が添付されていない支出票が認められた。また、領収印が押印されていない領収書、領収日が記載されていない領収書が認められた。さらに、資金前渡された現金について、精算がなされていない旅費が見受けられた。領収書等については、支出の根拠となるものであることから、適正に処理すべきである。【No.2, 6, 7, 8, 10】

これらの事例は、適正な事務処理を行うための基準がないことから発生しているとも考えられる。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。

② 団体事務と市の業務との混同について

団体の事務を市が執行している理由は、いずれも、団体に関連する事務が各々の部課等の事務分掌に位置付けられているためであり、事務局を市の所管部署に置くことで、団体の活動目的達成の円滑な推進や関係機関等との調整が図られているものと考えられる。なお、市職員には、地方公務員法第35条により職務に専念する義務が課せられていることから、市民に対して十分な説明責任を果たすためにも、市職員が任意団体の事務に従事する際には、その根拠を明らかにしておく必要がある。

また、市と団体との費用負担等の観点からは、以下のような課題が認められた。

- ・ 切手等の購入や旅費等において、市の予算から支出されていた事例が見受けられた。事務を担当する職員においては団体事務なのか市の業務なのかを意識して事務を執行する必要があり、予算の執行においても明確に区分されたい。【No.1,

6】

- ・ 口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課等の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。市の業務と混同することのないよう適正な事務処理をされたい。【No.3, 5, 9】
- ・ 市の文書と、団体事務により作成された文書が区分して管理されておらず、同一のファイルに綴られている例が認められた。業務の混同を防ぐため、ファイル等についても区分すべきである。【No.8】

なお、備品については、所有していない団体が多数であったが、備品を所有している団体については、団体の備品であることがわかるシールを貼付するなど、市と団体の備品の区分が明確になされていた。ただし、備品台帳について整備されていない団体が見受けられたので、紛失等のリスクを避けるためにも台帳等の整備を検討されたい。【No.9】

また、市の補助金交付に関する要綱については、定期監査で指摘された1件を除いて整備されていたが、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当している例も散見された。担当者を分けるなど、相互牽制が図られる体制を取られるよう改善されたい。【No.1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 9】

(3) その他

① 任意団体における事務改善について

市が事務局を担当する任意団体の事務管理については、平成20年度行政監査「市が担当する市補助金交付団体事務局の事務管理について」においても調査したところである。

当時の主な監査意見としては、「現金による支払いにおいて、事務局職員が立替えて支払っている事例が見受けられたので、事故防止の観点も含め、適正な支払事務を行うよう改善されたい。」「口座振込みによる支払いにおいて、振込依頼人を当該団体名ではなく、所管課の資金前渡職員名で振込みをしている事例があったことから、市の業務と混同することのないよう適正な事務処理をされたい。」といったものであった。

これらは、今回の行政監査でも複数見受けられた事例であり、当時の監査意見がその後の事務執行に反映されてこなかったものと思われる。監査の結果に関する報告は公表されており、当時の監査対象となった団体以外の団体においても事務の改善を図る機会であったと考える。

今回の行政監査の結果を踏まえ、実地調査の対象とならなかった他の団体の事務を所管する部課等においても、適正かつ効率的に団体の事務が行われるよう検証されたい。

② 団体のあり方等の検討について

団体設立後、30年以上の年数が経過している団体が半数以上を占めていたが、調査票によれば団体の必要性等について検討中の団体は1団体であった。社会情勢の変化に伴う設立意義の希薄化や実施事業の形骸化等も考えられることから、各所管部課等において、その支援の必要性、団体のあり方等について、定期的に検討していく必要があると思われる。